

農地中間管理事業保全管理業務委託実施要領

公益社団法人兵庫みどり公社

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人兵庫みどり公社（以下「機構（公社）」という。）が農地中間管理権を取得した農用地で、借受者に貸し付けるまでの間に保全管理が必要となった場合の農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）第5条に基づく業務の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「保全管理」とは、農産物の生産・販売を伴わず農用地の維持管理のために耕起や除草等の管理を行う方法をいう。

(検討会の開催)

第3条 機構（公社）農地管理事務所（以下「農地管理事務所」という。）は、保全管理が必要と見込まれる農用地がある場合は、市町等と調整のうえ検討会を開催し、保全管理業務の内容や実施時期、委託候補先等について検討を行う。

2 検討会の構成は、農地管理事務所、市町、機構（公社）本社（以下「本社」という。）とし、必要に応じて農業委員会や地元関係者等の出席を求める。

(保全管理業務仕様書の作成)

第4条 農地管理事務所は、検討会の結果を踏まえて、市町と調整のうえ、「農用地保全管理業務仕様書」（様式第1号）（以下「業務仕様書」という。）を作成し、本社に報告する。

(委託先の選定)

第5条 本社は、業務仕様書に基づき保全管理業務を適正に実施できる委託先の推薦について、様式第2号により農地管理事務所を通じて市町に依頼する。

2 前項で依頼を受けた市町は、市町の標準的な農作業受託料等の単価あるいは近隣で一般的に利用されている農作業受託料等の単価に基づき、保全管理業務を適正に実施できる農業者等を選定し、様式第3号により農地管理事務所を通じて本社に通知する。

(委託契約)

第6条 本社は、保全管理業務委託について様式第4号により県に承認申請を行うとともに、農用地保全管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）（様式第5号）を作成し、市町から推薦のあった者と協議した上で契約を締結する。なお、契約は県からの承認通知後に行い、本社は、農地管理事務所や市町の協力を得たうえで手続きを実施することとする。

(委託料)

第7条 本社は、委託金額の決定に当たっては、業務仕様書に定める業務内容及びその業務内容に係る近傍類似の作業単価等を参考に、受託者と協議のうえ決定するものとする。

(契約の期間)

第8条 契約期間は1年以内とする。

但し、契約期間中に借受希望があった場合、機構（公社）が農用地利用配分計画を県に認可申請し認可された日までを期限とする。

(契約の解除)

第9条 機構（公社）は、受託者が契約に定められた管理を適切に履行していないと認められる場合、受託者と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

なお、その場合の委託料の支払いについては、管理が履行されたと認められる費用相当分とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項で必要がある場合は、機構（公社）が別途定めるものとする。

附則 この要領は、平成30年3月30日から施行する。